

特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針の作成について

(第9回有識者会議資料の再掲)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 特定産業分野及び育成就労産業分野
(入管法第2条の4第2項第1号)(育就法第7条の2第2項第1号)(基本方針第23(1))
- 2 人材の不足の状況
(入管法第2条の4第2項第2号)(育就法第7条の2第2項第4号)(基本方針第23(2)(3))
 - (1)外国人受入れの趣旨・目的
 - (2)生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - (3)受入れの必要性
 - (4)受入れ見込数
- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等
(入管法第2条の4第2項第4号)(育就法第7条の2第2項第5号)(基本方針第55)
- 4 制度の運用に共通する事項
(入管法第2条の4第2項第5号)(育就法第7条の2第2項第7号)
 - (1)キャリア形成に関する事項(基本方針第42(1)ア)
 - (2)治安への影響を踏まえて講じる措置(基本方針第57)
 - (3)大都市圏に過度に集中しないための措置(基本方針第55(6)、同第61)

第2 特定技能制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項(入管法第2条の4第2項第3号)
 - (1)1号特定技能外国人(基本方針第31)
 - ア 技能水準(基本方針第31(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第31(3))
 - (2)2号特定技能外国人(基本方針第32)
 - ア 技能水準(基本方針第32(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第32(3))
- 2 その他重要事項(入管法第2条の4第2項第5号)
 - (1)業務区分及び特定技能外国人が従事する業務(基本方針第31、2)
 - (2)特定技能外国人の雇用形態(基本方針第21(2))
 - (3)特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第53)

第3 育成就労制度に関する事項

- 1 人材の基準に関する事項
(育就法第7条の2第2項第2号、同法第9条第1項第2号)
 - (1)就労を開始するまでに求められる日本語能力水準(基本方針第33(3))
 - (2)育成就労開始後1年経過時まで求められる水準
 - ア 技能水準(基本方針第33(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第33(3))
 - (3)育成就労を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準(基本方針第33(2))
 - イ 日本語能力水準(基本方針第33(3))
- 2 育成に関する事項(育就法第7条の2第2項第3号)
主たる技能(基本方針第33(2)、同第42(1))
- 3 本人意向転籍に関する事項
(育就法第7条の2第2項第6号)(基本方針第42(1)エ)
 - (1)本人意向転籍において求められる水準
(育就法第9条の2第4号ロ)(基本方針第42(1)エ)
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (2)転籍制限期間(育就法第9条の2第4号イ)(基本方針第42(1)エ)
 - (3)待遇向上策(育就法第9条第9号)(基本方針第42(1)エ)
※1年を超える転籍制限期間を設定した分野のみ
- 4 その他重要事項(育就法第7条の2第2項第7号)
 - (1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務(基本方針第33)
 - (2)育成就労外国人の雇用形態(育就法第2条第3号ロ)(基本方針第22(3))
 - (3)育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等(基本方針第53)

赤字・・・法律
青字・・・基本方針

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に記載する主な内容

特定産業分野 育成就労産業分野	受入れ見込数	人材基準等								その他重要事項	
		1 年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能 1 号		特定技能 2 号	
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準
介護		育成就労評価試験（初級）	A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上)の場合は不要)	2 年	A2.2相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	特定技能 1 号評価試験等	A2.2相当以上及び介護日本語評価試験	身体介護等 【1 業務区分】	
ビルクリーニング				1 年		特定技能 1 号評価試験 育成就労評価試験（専門級）					
リネンサプライ										特定技能 2 号評価試験又は技能検定（1 級） B1相当以上 【1 業務区分】	
工業製品製造業		育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）	A1相当以上	2 年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3 級）又は特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2 号評価試験及びビジネスキャリア検定 3 級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（1 級） B1相当以上	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造 【1 7 業務区分】
建設						育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3 級）		特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3 級）		特定技能 2 号評価試験又は技能検定（1 級） B1相当以上 【3 業務区分】	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
造船・船用工業										特定技能 2 号評価試験又は技能検定（1 級） 【3 業務区分】	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
自動車整備		育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）				特定技能 2 号評価試験 【2 業務区分】	・自動車整備 ・車体整備
航空		育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（初級）		特定技能 1 号評価試験		特定技能 2 号評価試験又は航空従事者技能証明書 【2 業務区分】	・空港グランドハンドリング ・航空機整備
宿泊										特定技能 2 号評価試験 【1 業務区分】	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業								特定技能 1 号評価試験及び第一種運転免許（トラック）・第二種運転免許（バス・タクシー）	A2.2相当以上 ※バス・タクシー運転者はA2.2相当以上（日本語サポーター同乗又は離島半島の場合）		
鉄道		育成就労評価試験（初級）	A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	1 年	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	特定技能 1 号評価試験又は育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当 ※運輸係員はB1相当	特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3 級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃 【6 業務区分】	
物流倉庫						特定技能 1 号評価試験 育成就労評価試験（専門級） 特定技能 1 号評価試験					
農業						育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3 級）又は特定技能 1 号評価試験	A2.2相当	特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2 号評価試験 B1相当以上 【2 業務区分】	・耕種農業 ・畜産農業 ・漁業 ・養殖業 【2 業務区分】
漁業										・飲食料品製造業 ・水産加工業 【2 業務区分】	
飲食料品製造業		育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）	A1相当以上	2 年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）又は特定技能 1 号評価試験		特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上		
外食業		育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）又は特定技能 1 号評価試験				外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 【1 業務区分】	直接又は派遣
林業		技能検定（基礎級）		1 年		技能検定（3 級）		特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3 級）		育林、素材生産 【1 業務区分】	
木材産業		育成就労評価試験（初級）		2 年		特定技能 1 号評価試験		特定技能 1 号評価試験		製材業、集成材製造業、合板製造業などに係る木材の加工等 【1 業務区分】	
資源循環										家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理 【1 業務区分】	

※受入れ見込数は、特定技能制度及び育成就労制度においてそれぞれ設定されるものである（精査中）。
※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。
※特定技能制度における在籍型志向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。
※技能水準を測る試験の適正性については専門家会議で検討中。
※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。
【日本語能力水準について】
「A2.2」：日本語教育の参照枠A2相当のレベル
「A2.1」：日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル